

競争入札心得

(電子入札)

福岡北九州高速道路公社

競争入札心得（電子入札）

（通則及び定義）

第1条 福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）が行う工事、設計、測量、調査の請負契約又は委託契約に関する競争入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

2 公社と入札参加者（見積参加者を含む。以下同じ。）がコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用したシステムを電子入札システムという。

3 この心得において用いる用語の定義は、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領（以下「要領」という。）の1. 総則1-2用語の定義のとおりとする。

（仕様書等の熟知）

第2条 入札参加者は、契約書案、仕様書、設計書、設計図、現場説明書その他これらを補足する書類及び現場（以下「契約書案等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において契約書案等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（現場説明への参加）

第3条 入札参加者は、現場説明が行われる場合は、公社が指定した日時に現場説明を受けなければ入札に参加することができない。ただし、事前に公社に申出をして了解を得て現場説明を受けた場合は、この限りでない。

（入札参加者の届出義務）

第4条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに公社に届け出なければならない。

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しなくなったとき。
- (2) 破産の宣告を受けたとき。

（入札参加資格等の取消）

第5条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加資格又は指名等を取り消すことがある。

- (1) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 公社より指名停止その他の処分を受けたとき。
- (3) 経営、資産、信用等の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき。

（入札等）

第6条 入札書は、電子入札においては、公告又は通知書に示した日時までに電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、電子入札の場合において、入札参加者が、やむを得ないと認められる理由により電子入札システムの利用ができない場合、紙入札届出書（電子-様式第2号）を提出し公社に受理されたときは、紙入札により入札に参加することができる。紙入札においては、入札書（電子-様式第3号）を作成し、公告又は通知書に示した日時までに入札場所へ持参するものとする。

2 前項ただし書に規定する紙入札による入札参加手続は、要領において定める。

3 入札参加者は、入札執行の完了（電子入札の場合は入札書の送信データが電子入札システムサーバに到着した時、紙入札の場合は入札書を公社に提出した時とする。以下同じ。）後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 電子入札については、この心得に定めるもののほか要領に定めるところによるものとする。

(入札金額の内訳書の提示)

第7条 入札参加者は、事前に会社から必要であると指示があった場合には、入札執行の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提示（電子入札の場合は送信）しなければならない。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、内訳書の提出の後、提出業者及び記載事項を確認し、未提出業者又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該業者の入札を無効とする。

2 内訳書の内容及び様式は次のとおりとする。

- (1) 内訳書は、表紙、工費内訳及び内訳書の構成とする。
- (2) 表紙には、工事名、住所、商号又は名称及び代表者名を記載するものとする
- (3) 工事内訳書は、金抜き設計書に直接金額を記入するか、又はこれに準じた様式（名称、単位、数量、金額の全項目を記入）とする。
- (4) 内訳書は、金抜き設計書に直接金額を記入するか、又は任意様式（名称、単位、数量、金額の内訳項目を記入）とする。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を、電子入札においては、電子入札システムにより提出するものとする。また、紙入札においては、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前には、入札辞退届（電子-様式第4号）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札執行の日の前日までに到達したものに限り。）して行う。
- (2) 入札執行中には、入札辞退届を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した場合でも、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 本条第1項から第4項に該当する場合又は該当する疑いやおそれが払拭できないとされた場合は入札を無効とすることがある。

(開札)

第10条 電子入札における開札は、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札が受理された者がある場合は、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し当該入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録した後、一括開札を行うものとする。

3 入札者又はその代理人（以下「入札立会人」という。）で希望する者は開札に立ち会うことができる。

4 入札立会人がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(入札の無効及び失格)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する入札（電子入札及び紙入札）は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 電子入札において代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人の I C カードを使用する等 I C カードを不正に使用して行った入札
- (3) 電子入札の場合は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信していない入札。紙入札の場合は、記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合により認められる入札
- (7) 条件が付されている入札
- (8) 予定価格が事前公表されている入札において、予定価格を超えて入札した業者は失格となるので、その範囲内で入札ができない業者は入札辞退をすること。
- (9) 最低制限価格が事前公表されている入札において、これを下回る価格の入札を行った業者は失格とする。
- (10) 低入札調査価格が設定されている入札において、失格基準価格を下回る価格の入札を行った業者は失格とする。
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札
(再度入札)

第 12 条 開札の結果、落札とすべき入札がないときは原則として当日に、1 回を限度とし再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表している場合は、再度の入札を行うことはできない。

2 最初の入札に参加しなかった者及び前条の規定により入札を無効とされた者は、再度の入札に参加することができない。

3 電子入札における再度入札については、この心得に定めるほか要領に定めるところによる。

(落札者の決定)

第 13 条 予定価格及び最低制限価格又は低入札調査価格を事前に公表している入札にあつては、入札価格がそれぞれの価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その他の入札にあつては、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、競争による契約が、その性質又は目的からこの規定により難しいものであるときは、同規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするができる。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札においては、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を定める。

3 電子入札における電子くじについては、この心得に定めるほか要領に定めるところによる。

(契約書の提出)

第 14 条 契約書を作成する場合においては、落札者は公社から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から原則として 7 日以内に提出しなければならない。ただし、公社において必要があるときは、提出期限を変更することができる。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失うことがある。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を公社に提出しなければならない。ただし、公社がその必要がないと認めて指示したときは、この限り

でない。

(契約保証金)

第 15 条 落札者は、落札決定後速やかに、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

(契約の成立)

第 16 条 公社及び落札者が契約書に記入押印しなければ、契約は成立しない。

(異議の申立)

第 17 条 入札参加者は入札後、この心得、契約書案等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

